

検察庁等における少年犯罪の被害者等への情報提供について

1 検察庁における情報提供

(1) 被害者等通知制度

被害者の方々に対し、事件の処理結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資するため、平成11年4月から「被害者等通知制度」の運用を全国で開始した。

これに基づき、検察官等が被害者の方々の取調べ等を実施したときは、その際に通知の希望の有無を確認し、また、被害者が死亡した事件等重大事件においては、被害者の方々の取調べを実施しないときでも、通知の希望の有無を確認することとしており、これにより把握した被害者の方々の希望の有無に応じて、事件の処理結果等（例えば、家庭裁判所送致処分であれば、送致した旨、その裁判所名及び送致年月日）を通知している。

(2) 被害者支援員の設置等

平成11年10月には、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方々への情報提供等を行うとともに、平成12年4月には、全国の地方検察庁に被害者ホットラインを設置し、被害者の方々からの相談などに応じている。

また、法務省では、被害者支援員等により、被害者の方々によりきめ細やかな対応がとられるよう、各種研修等を積極的に実施している。

(3) 少年審判手続における被害者等への配慮規定についての情報提供

平成18年12月から、被害者の方々に(1)に記載した被害者等通知の希望の有無を確認するに当たり、記録の閲覧・謄写制度や意見聴取制度等、少年審判手続における被害者の方々への配慮制度の説明を行うとともに、希望があれば、少年審判手続における被害者の方々への配慮制度について分かりやすく解説したパンフレットである「犯罪被害者の方々へ」を交付することとしている。

2 少年院及び保護観察所における情報提供

平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画では、法務省において、保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供について検討を行い、必要な施策を実施することとされていることから、平成19年12月から、被害者等に対し、加害少年の処遇状況等について通知することとした。

(1) 少年院の長による情報提供

少年が少年院に送致された場合には、少年院の長が、少年院への入院年月日、収容されている少年院の名称、個人別教育目標など少年院における教育状況、出院年月日、出院事由等を、通知を希望する被害者の方々に通知する。

(2) 保護観察所の長による情報提供

少年が保護観察処分に付された場合及び少年院に送致された少年が仮退院を許された場合には、保護観察所の長が、保護観察開始年月日、保護観察をつかさどる保護観察所の名称、特別遵守事項の内容、保護観察官等との接触状況、保護観察の終了年月日、終了事由等を、通知を希望する被害者の方々に通知する。